		給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）、児童扶養手当支給者数、地域型保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育給付に係る子どもの数及び子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数を合併関係市町村ごとの人口によって按分して算出した数値を用いて算定する。
［略］	［略］	
［削る］	当該新市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別して算定する。平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分し、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和二年二月一日現在に	「農業行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度

		給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）、6月対象外児童数（3歳未満）（被用者・特例給付分）、6月対象外児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分）、6月対象外児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）、6月対象外児童数（中学校）（被用者・特例給付分）、6月対象外児童数（3歳未満）（非被用者・特例給付分）、6月対象外児童数（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分）、6月対象外児童数（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第3子以降分）、6月対象外児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）、6月対象外児童数（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）、6月対象外児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1子及び第2子分）、6月対象外児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）、6月対象外児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）、児童扶養手当支給者数、地域型保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育給付に係る子どもの数及び子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数を合併関係市町村ごとの人口によって按分して算出した数値を用いて算定する。
［同上］	［同上］	
「農業行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度	当該新市町村の引受戸数の総数を合併関係市町村の農家数により按分して算定する。	
「農業行政費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度	当該新市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別して算定する。平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分し、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和二年二月一日現在に	